# 第84期中間決算公告

令和元年12月27日

大阪市中央区今橋2丁目5番8号 株式会社 大正銀行 取締役頭取 吉 田 雅 昭

第 84 期中 (令和元年9月30日現在) 中間貸借対照表

	科			目		金	額		——— 科			目		金	۰ ۱	ョルド) <b>額</b>
	(	資産の	り部)						(-	負債の	部)					
現	金	預		け	金		69, 842	預					金		485,	953
有	個	<b>6</b>	証		券		36, 302	借		用			金		17,	900
貸		出			金		417, 792	そ	の	他	1	負	債		2,	665
そ	の	他		資	産		1, 038	未	払	法	人	税	等			114
そ	$\mathcal{O}$	他	$\mathcal{O}$	資	産		1,038	資	産	除	去	債	務			118
有	形	固	定	資	産		2, 419	そ	$\mathcal{O}$	他	$\mathcal{O}$	負	債		2,	432
無	形	固	定	資	産		1, 465	役	員賞	5 与	引	当	金			9
前	払	年	金	費	用		438	退	職給	计	引	当	金			254
繰	延	税	金	資	産		871	睡眠	預金	払 戻	損 失	引当	金			15
支	払	承	諾	見	返		730	偶	発 損	失	引	当	金			11
貸	倒	引		当	金		△1,594	再評	価に信	系る絹	桑延 稅	金貨	負債			184
								支	払	<b>A</b>	承		諾			730
									負	債の部	合計				507,	724
									(糸	資産の	の部)					
								資		本			金		2,	689
								資	本	剰	ź	余	金		1,	973
								資	本	準	i /	備	金		1,	973
								利	益	剰		余	金		15,	978
								利	益	準	i /	備	金			716
								そ	の他			1 余	金		15,	262
									別	金 和	漬	1/	金		5,	509
								1		資産 [		積立	金			117
								j	繰 越		益 剰	余	金			635
										主資本						641
									他有值				重金			669
									也 再		西 差		金			271
									評価・							940
										隆産の						582
	資	産の音	86言	†			529, 306	負	負債及し	バ純資.	産の剖	<b>『合計</b>			529,	306

# 第84期中 (平成31年4月1日から) 中間損益計算書

		—————————————————————————————————————	3			金	額
4₽	2	1 <del>11</del>			<del>++</del>	317	
経			_ 収 _	.1	益		4, 767
資		運	用	収	益	3, 585	
	(うち貨	当出	金	利	息)	(3, 478)	
	(うちす	頁価 証券	利息	配 当	金 )	( 86)	
役	務	取 引	等	収	益	409	
そ	の	他 業	務	収	益	10	
そ そ	の	他 経	常	収	益	762	
経		常	費		用		3, 969
資		調	達	費	用	251	
	(うち預		利		息)	( 221)	
役	務	取 引	等	費	用	227	
そ		他 業	務	費	用	288	
営		業	経		費	3, 079	
営 そ	の	他 経	常	費	用	122	
経		常	利	,	益		798
特		;; }	利		益		-
特		31) 31)	損		失		0
				∓ıl		_	798
税		中間		利	益	27	/98
	人税、	住 民 税			業 税	97	
法	人	党 等	調	整	額	98	
法	人	税	等	合	計		196
中	間	純	禾	ij	益		602

#### 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物7年~39年その他5年~15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(10年以内)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,128百万円であります。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に 帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法によ り按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

#### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の 払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将 来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金から生じる金利リスクを、金利スワップ取引を用いてリスク管理しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を充たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の評価に代えております。

#### 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税額等は当中間期の費用に計上しております。

#### 会計方針の変更

該当ありません。

# 追加情報

該当ありません。

#### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

10百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は196百万円、延滞債権額は4,381百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は68百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で 破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は301百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,947百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は153百万円であります。
- 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

18,466百万円

担保資産に対応する債務

借用金

16,100百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券2,218百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金247百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,381百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,021百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額を することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保 を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の 見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

3,517百万円

11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,800百万円が含まれております。

# (中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

株式等売却益

443百万円

2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

株式等売却損

96百万円

# (有価証券関係)

有価証券とは、中間貸借対照表の「有価証券」であります。

1. 満期保有目的の債券(令和元年9月30日現在) 該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (令和元年9月30日現在)

					中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子	会	社	株	式	_	_	_
合			_	_	_		

## (注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

					中間貸借対照表計上額 (百万円)
子	会	社	株	式	10
싇	ì		Ī	H	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

# 3. その他有価証券(令和元年9月30日現在)

		種 類		中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株		式	1, 200	380	820
	債		券	17, 385	17, 355	29
中間貸借対照表計	国		債		_	_
▶上額が取得原価を	地	方	債	15, 166	15, 144	22
超えるもの	社		債	2, 218	2, 211	7
	そ	の	他	5, 019	4, 764	254
	小		計	23, 606	22, 500	1, 105
	株		式	327	359	△32
	債		券	6, 287	6, 287	△0
中間貸借対照表計	国		債		_	_
上額が取得原価を	地	方	債	6, 287	6, 287	△0
超えないもの	社		債	_	_	_
	そ	の	他	5, 669	5, 797	△127
	小		計	12, 284	12, 444	△160
合		<b>1</b>	+	35, 890	34, 945	945

#### (注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

			中間貸借対照表計上額 (百万円)
株		式	308
そ	の	他	94
合		計	402

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難のものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期において減損処理を行ったものは1百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が帳簿価額に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄は時価の回復可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

#### (金銭の信託関係)

該当ありません。

#### (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

# 繰延税金資産

- 百万円
691
504
13
379
1, 588
_
△320
△320
1, 267
$\triangle 56$
$\triangle 275$
△63
△396
871百万円

#### (表示方法の変更)

「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当中間会計期間から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

# (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額890円49銭1株当たりの中間純利益金額24円85銭

以上

# (令和元年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

	——— 科				金額	科目	(単位:白万円) <b>金 額</b>
		(資産の部			- 15	(負債の部)	프 내저
   現	金	預	,, (†	金	69, 842	預 金	485, 917
有	信		·, 証	券	36, 292	//   借	17, 900
貸	11-		нт	金	417, 792	''	2, 683
~   そ	の	他	資	産	1, 037	役員賞与引当金	9
有	形	固定		産産	2, 419	退職給付に係る負債	228
無	形	固定		産産	1, 465	睡眠預金払戻損失引当金	15
退		付に係		産産	365	偶 発 損 失 引 当 金	11
繰	延	税金		産産	885	再評価に係る繰延税金負債	184
支	払	承諾		返	730	支 払 承 諾	730
貸	倒	引	当	金金	△1, 594	X IA A M	700
~	12-1	31	_	717	21,004	 負債の部合計	507, 680
						(純資産の部)	307, 000
						資本金	2, 689
							1, 973
							15, 986
						株主資本合計	20, 648
						その他有価証券評価差額金	669
						ての他有価証分計価差額並     土 地 再 評 価 差 額 金	271
						工 地 再 評 讪 差 額 並     退職給付に係る調整累計額	∆33
							907
						その他の包括利益累計額合計	
-	1/10	* 本の切り	.=1		F00, 000	純資産の部合計	21, 556
		産の部合	`計		529, 236	負債及び純資産の部合計	529, 236

# 平成31年4月1日から 令和元年9月30日まで) 中間連結損益計算書

		科				金額	(中屋: 百万11)
経	常				益		4, 768
資	金	運	用	収	益	3, 585	
	(うち貸	出	金	利息	急 )	(3, 478)	
	(うち有	価証券	: 利 息	配当会	金 )	( 86)	
役	務	ない 引	等	収	益	411	
役 そ そ	の イ	也 業	務	収	益	10	
そ		也 経	常	収	益	760	
経	常		費		用		3, 969
資	金	調	達	費	用	251	
	(うち預	金	利	J	息)	( 221)	
役		区 引	等	費	用	227	
そ		也 業	務	費	用	288	
役 そ 営 そ		<b>業</b>	経		費	3, 080	
		也 経	常	費	用	122	
経	常		利		益		799
特	別		利		益		_
特	別		損		失		0
税金		整前	中間	純 利			799
法人		主民税				97	
法	人 税		調	整	額	98	
法	人	税	等	合	計		196
中	間	純		利	益		602
非支			する中		利 益		_
親会	社株主(	帰属。	する中	間純	利 益		602

#### 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### 中間連結財務諸表の作成方針

- 1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社 1 社 会社名 大正信用保証株式会社
  - (2) 非連結の子会社 該当ありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項 該当ありません。
- 3. 連結される子会社の中間決算日等に関する事項 連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 1社

#### 会計方針に関する事項

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物7年~39年その他5年~15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間 (10年以内) に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産 監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,128 百万円であります。

#### 6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払 戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

#### 9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については 給付算定式基準によっております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであり ます。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法に より按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

#### 10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 11. 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金から生じる金利リスクを、金利スワップ取引を用いてリスク管理しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を充たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の評価に代えております。

#### 12. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 会計方針の変更

該当ありません。

#### 追加情報

該当ありません。

#### 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額(連結子会社の株式を除く) 百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は196百万円、延滞債権額は4,381百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを 目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は68百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で 破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は301百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,947百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は153百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

担保資産に対応する債務

借用金

16,100百万円

18,466百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券2,218百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金247百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,381百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,021百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多 くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申 し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約 時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出

10. 有形固定資産の減価償却累計額

3,519百万円

11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,800百万円が含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。 株式等売却益 443百万円

2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。 株式等売却損 96百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当中間連結会計期間 増 加 株 式 数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末 株 式 数	摘要
発行済株式					
普通株式	24, 236	_	_	24, 236	
合 計	24, 236	_	_	24, 236	
自己株式					
普通株式	_	_	_	_	
合 計	_	_	_	_	

# 2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	
令和元年6月25日 定時株主総会	普 通 株 式	56百万円	2. 33円	平成31年3月31日	令和元年6月26日	

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和元年11月12日 取 締 役 会	普通株式	56百万円	利益剰余金	2. 33円	令和元年9月30日	令和元年12月5日

#### (金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	69, 842	69, 842	_
(2) 有価証券	35, 890	35, 890	_
満期保有目的の債券	_	_	_
その他有価証券	35, 890	35, 890	_
(3) 貸出金	417, 792		
貸倒引当金(*1)	△1,576		
	416, 216	417, 152	936
資産計	521, 949	522, 885	936
(1) 預金	485, 917	485, 999	82
(2) 譲渡性預金	_	_	_
(3) 借用金	17, 900	17, 900	_
負債計	503, 817	503, 899	82
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(12)	(12)	_
ヘッジ会計が適用されているもの		_	
デリバティブ取引計	(12)	(12)	

- (\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*2) デリバティブ取引によって生じた正味債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法

## <u>資産</u>

## (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金は時価評価日現在、保有しておりません。

# (2) 有価証券

株式については取引所の価格、債券については日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 固定金利によるものは、貸出金の明細ごとに、元利金の合計額を残存期間に対応する市場金利に信用コストを上乗せした割引率で割り引いて時価を算出しておりますが、保証協会の保証がついたものについては、信用リスクを考慮せず、市場金利のみを用いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、特例処理を適用しているデリバティブ取引に係る金利関連取引(金利スワップ)については、ヘッジ対象とされている貸出金と一体で処理されているため、その時価は貸出金に含めて記載しております。

#### 負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものについては、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 借用金

変動金利による借用金については、短期間で市場金利を反映し、また、当行グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借用金について、一定に期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

#### デリバティブ取引

当行グループが行っているデリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)のみであり、時価については、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格を使用しております。なお、一部の金利スワップは特例処理を適用しており、ヘッジ対象とされている貸出金と一体で処理されているため、その時価は貸出金に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、 金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

区	分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(*1	) (*2)	308
② 組合出資金 (*3)		94
合	計	402

- (\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開 示の対象とはしておりません。
- (\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行っておりません。
- (\*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

#### (有価証券関係)

有価証券とは、中間連結貸借対照表の「有価証券」であります。

- 1. 満期保有目的の債券(令和元年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券(令和元年9月30日現在)

		種 類		中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株		式	1, 200	380	820
	債		券	17, 385	17, 355	29
	国		債	_	_	_
	地	方	債	15, 166	15, 144	22
	社		債	2, 218	2, 211	7
	そ	の	他	5, 019	4, 764	254
	小		計	23, 606	22, 500	1, 105
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株		式	327	359	△32
	債		券	6, 287	6, 287	△0
	国		債	_	_	_
	地	方	債	6, 287	6, 287	△0
	社		債	_	_	_
	そ	Ø	他	5, 669	5, 797	△127
	小		計	12, 284	12, 444	△160
合		言	<u> </u>	35, 890	34, 945	945

#### (注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

			中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)
株		式	308
そ	0	他	94
合		計	402

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において減損処理をおこなったものは1百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が帳簿価額に比べて50% 以上下落した銘柄についてはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄は時価の回復可能性があると 認められる場合を除き減損処理を行っております。

## (金銭の信託関係)

該当ありません。

#### (賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

# (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額889円43銭1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額24円85銭

以 上